

平成 26 年 9 月 25 日

松阪市議会議長 水 谷 晴 夫 様

提出者 松阪市議会議員 海 住 恒 幸



賛成者 松阪市議会議員 深 田 龍



### 事務検査及び監査請求に関する動議の提出について

このことについて、松阪市議会会議規則第 16 条の規定に基づき、次のとおり提出します。

#### 事務検査及び監査請求について

地方自治法第 98 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり、事務の検査及び監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

#### 記

##### 1 検査事項

(1) 人権啓発冊子作成及び人権関係職員等要請講座の委託契約等関連 4 事業に関する事項

##### 2 検査方法

(1) 関係書類等の提出を求める。  
(2) 検査は地方自治法第 109 条及び松阪市議会委員会条例第 5 条の規定により、決算調査特別委員会に付託して行う。

##### 3 検査権限

本議会は 1 に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第 98 条第 1 項の権限を決算調査特別委員会に委託する。



- 4 検査期限  
平成 26 年 10 月 15 日
  
- 5 監査を求める事項  
(1) 人権啓発冊子作成及び人権関係職員等要請講座の委託契約等関連 4 事業に  
関する事項
  
- 6 監査結果の報告期限  
平成 26 年 10 月 15 日